

大和市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第45号

大和市火災予防規則の一部を改正する規則

大和市火災予防規則（昭和59年大和市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第23号中「がん具用煙火」を「がん具煙火」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（多数の者の集合する催しに際して準備する消火器）

第9条の2 条例第18条第1項第9号の2（第19条第2項、第20条第2項、第21条第2項及び第22条において準用する場合を含む。）の規定により準備する消火器は、次のとおりとする。

- (1) 消火器の種別は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に掲げる消火器（同条第2号に掲げる住宅用消火器を除く。）のうち、使用する対象火気器具等及び周囲の可燃物等の消火に適応とされるものとする。
- (2) 消火器の数は、対象火気器具等1個に対し1個以上とすること。ただし、同一の露店等で複数の対象火気器具等を使用する場合に準備する消火器の個数は、当該消火器のA火災に対する能力単位の数値（消火器の技術上の規格を定める省令第3条に規定するA火災に対する能力単位の数値をいう。）の合計が、当該対象火気器具等の個数以上となる個数とすること。

第11条第3号及び第14条（見出しを含む。）中「がん具用煙火」を「がん具煙火」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。